第18号様式

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　様

御杖村長

精神障害者医療費助成金(精神通院)交付申請却下通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった精神障害者医療費助成金(精神通院)交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

(教示)

1　この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に村を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において村を代表する者は村長となります。)なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。